

建設省住指発第 239 号
平成元年7月18日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

最近、コンテナを専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室（いわゆるカラオケルーム）に転用し、不特定多数の者の利用に供している例等が見受けられるが、これらのコンテナは、その形態及び使用の実態から建築基準法（以下「法」という。）第2条第一号に規定する建築物に該当する。

したがって、これらのコンテナを利用した建築物については、下記の事項に留意の上、適切に対処されたい。

記

- 1 構造耐力上主要な部分の材質がアルミニウムであるもの、複数のコンテナが連結されているもの、その他の法の予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、法第38条の規定に基づく建設大臣の認定が必要であること。
- 2 構造耐力上の安全性の確認に当たっては、コンテナの転用という特殊性にかんがみ、以下の点に留意すること。
 - (1) 構造耐力上主要な部分が腐食、腐朽していないコンテナを使用すること。
 - (2) コンテナを鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結し、コンテナに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝えること。
 - (3) コンテナに開口部を新たに設けること等により構造耐力上支障を生ずるおそれのある場合には、適切な補強を行うこと。
- 3 コンテナをカラオケルームとして使用する場合には、特に以下の点に留意すること。
 - (1) カラオケルームとして使用されるコンテナは、法別表第一（い）欄（4）項に規定する遊技場に該当すること。
 - (2) 有効な換気を確保するため、機械換気設備その他の換気設備を設けること。